

監査結果公表第3号

財政援助団体監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成27年3月31日

四日市市監査委員	伊藤	晃
同	廣田	正文
同	石川	勝彦
同	野呂	泰治

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
商工農水部商業勤労課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 事前調査期間 | 平成26年12月9日から平成27年1月15日まで |
| 4 監査期間 | 平成27年1月16日 |
| 5 監査対象年度 | 平成25年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務 |
| 7 監査方法 | 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、
会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに
重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質
問等により行った。
また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされて
いるか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおい
て、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行
った。 |

第2 監査対象の概要

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 補助金の名称 | レジャー施設運営事業費補助金 |
| 2 補助金交付額 | 41,300,000円 |
| 3 補助金の交付目的 | 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団が運営し、市民の憩いの
場として広く利用されている伊坂ダムサイクルパーク、四日市スポー
ツランドの事業に要する経費の一部を補助する。 |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市補助金等交付規則
公益財団法人四日市市文化まちづくり財団レジャー施設運営事業費補
助金交付要綱
(以下「補助金等交付規則、補助金交付要綱」という。) |
| 5 補助金の概要 | |
| (1) 交付申請(補助金等交付規則第3条) | |
| ア 申請日 | 平成25年4月1日 |
| イ 書類 | 補助金交付申請書
(添付書類：事業計画書、収支予算書等) |
| (2) 交付決定(補助金等交付規則第4条) | |
| ア 決定日 | 平成25年4月1日 |

- イ 書類 補助金等交付決定通知書
- (3) 実績報告(補助金交付要綱第7条)
- ア 報告日 平成26年3月31日
- イ 書類 実績報告書
(添付書類:収支決算書、支出根拠資料等)
- (4) 補助金交付 41,300,000円
- 第1回 20,650,000円(平成25年12月2日支払)
- 第2回 20,650,000円(平成26年5月28日支払)
- 補助対象経費 60,746,149円
- 内訳明細 人件費 45,097,755円
- 施設運営に係る経費のうち
- 修繕費 11,764,734円
- 委託費 3,883,660円

第3 監査の結果

公益財団法人四日市市文化まちづくり財団に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

(1) 事業実績報告書について

平成25年度公益財団法人四日市市文化まちづくり財団レジャー施設運営事業費補助金実績報告書の伊坂ダムサイクルパークに係る利用料収入と平成25年度レジャー施設運営事業費補助金収支決算書のサイクルパーク収入決算額に齟齬が見受けられた。報告書などは正確に作成し、不備のない書類を提出すること。

【商工農水部商業勤労課】

(1) 補助金の交付申請及び交付決定に係る事務手続について

補助金の交付申請及び交付決定について、公益財団法人四日市市文化まちづくり財団レジャー施設運営事業費補助金交付要綱に規定する様式ではなく、四日市市補助金等交付規則の規定により処理されていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(2) 事業実績報告書について

平成25年度公益財団法人四日市市文化まちづくり財団レジャー施設運営事業費補助金実績報告書の伊坂ダムサイクルパークに係る利用料収入と平成25年度レジャー施設運営事業費補助金収支決算書のサイクルパーク収入決算額に齟齬が見受けられた。不備のない書類の

提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

2 意 見

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

(1) 伊坂ダムサイクルパークの施設整備について

市民の憩いの場として、トイレや軽食堂などの施設整備を早急に行うこと。【改善事項】

(2) 施設の安全管理について

伊坂ダムサイクルパーク、四日市スポーツランドにおいて、日常の安全管理のポイントを定め管理日誌にチェック項目を追加するなどし、利用者の立場に立った施設や遊具などの安全管理を行うこと。【改善事項】

(3) 施設のPRについて

それぞれのレジャー施設について、日常的に継続するPRとイベント告知などスポット的なPRを活用して、集客効果の高いPRに努めること。また、PRにあたっては、市と十分連携を図ること。【要望事項】

(4) 委託契約について

機械警備業務をはじめ多くの業務を委託している。委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができるよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に取り組むこと。また、1者単独随意契約の妥当性について、明解な根拠に基づいて事務を行うこと。【改善事項】

【商工農水部商業勤労課】

(1) 収支実績の確認について

伊坂ダムサイクルパーク、四日市スポーツランドの収支実績について、事務が適正に行われているか実査により確認すること。利用料収入と証憑類が整合しているか、費用が施設運営に必要なものか、その金額は妥当かなどについて、抽出による実査を行い、補助金交付団体に対する牽制を徹底すること。【改善事項】

(2) 補助金額の妥当性について

それぞれのレジャー施設の運営に対して、多額の補助金が支出されている。補助金が確実に施設運営に活用されているか、交付額は過剰ではないかなどについて確認し、補助金額の妥当性を検証すること。【改善事項】

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 学校法人暁学園
教育委員会教育総務課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 事前調査期間 | 平成26年12月11日から平成27年1月15日まで |
| 4 監査期間 | 平成27年1月16日 |
| 5 監査対象年度 | 平成25年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務 |
| 7 監査方法 | 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、
会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに
重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質
問等により行った。
また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされて
いるか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおい
て、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行
った。 |

第2 監査対象の概要

- | | |
|------------|--|
| 1 補助金の名称 | 四日市市私立学校運営費補助金
平成25年度四日市市私立学校等自動体外式除細動器購入費補助金 |
| 2 補助金交付額 | 4,305,400円
304,500円 |
| 3 補助金の交付目的 | 教育環境の充実・向上に係る教育事業に対し、補助金を交付することにより、私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。
私立学校等のAED購入費に対し、補助金を交付することにより、設置推進及び適正管理に寄与し、私立学校等の安全安心な学校運営に資すること目的とする。 |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市補助金等交付規則
四日市市私立学校運営費補助金交付要綱
平成25年度四日市市私立学校等自動体外式除細動器購入費補助金
交付要綱
(以下「 補助金交付要綱」という。) |
| 5 補助金の概要 | (1) 交付申請 (補助金交付要綱第4条、 補助金交付要綱第5条) |

- ア 申請日 平成25年5月7日、平成25年9月3日
 イ 書類 補助金交付申請書
 (添付書類： 収支予算書、事業計画書等、 補助対象経費の内容を記載した書類)
- (2) 交付決定 (補助金交付要綱第5条、 補助金交付要綱第6条)
 ア 決定日 平成25年5月24日、平成25年9月18日
 イ 書類 補助金交付決定通知書
- (3) 計画変更承認申請 (補助金交付要綱第8条)
 ア 申請日 平成25年6月17日
 イ 書類 計画変更承認申請書
 (添付書類： 収支予算書、事業計画書等)
- (4) 変更決定 (補助金交付要綱第9条)
 ア 決定日 平成25年6月18日
 イ 書類 補助金等変更決定通知書
- (5) 計画変更承認申請 (補助金交付要綱第8条)
 ア 申請日 平成25年8月7日
 イ 書類 計画変更承認申請書
 (添付書類： 収支予算書、事業計画書等)
- (6) 変更決定 (補助金交付要綱第9条)
 ア 決定日 平成25年8月23日
 イ 書類 補助金等変更決定通知書
- (7) 実績報告 (、 補助金交付要綱第7条)
 ア 報告日 、 平成25年10月23日
 イ 書類 実績報告書
 (添付書類： 、 事業実績書、収支決算書)
- (8) 補助金交付 4,305,400円
 ・ 第1回 3,447,360円 (平成25年6月27日支払)
 ・ 第2回 858,040円 (平成25年12月4日支払)
 補助対象経費 5,084,550円
 内訳明細 修繕費 4,038,750円、機器備品 1,045,800円
 304,500円 (平成25年11月15日支払、上限330,000円)

第3 監査の結果

学校法人暁学園に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【学校法人暁学園】

(1) 事業実施の関係書類について

事業実施状況のわかる写真（着手前、完成後）が保存されていない事例が見受けられた。補助金に係る関係書類として、事業実施状況のわかる写真を保存すること。

【教育委員会教育総務課】

特になし

2 意見

【学校法人暁学園】

(1) 委託契約について

メディアセンター屋上防水工事をはじめ多くの事業を委託している。委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができるよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に取り組むこと。また、1者単独随意契約の妥当性について、明解な根拠に基づいて事務を行うこと。【改善事項】

(2) 補助金交付申請について

補助金事業計画が2回変更されていた。事業実施と変更決定の時期に齟齬を生じることになるため交付申請にあたっては、不備のない適切な事務処理を行うこと。【改善事項】

【教育委員会教育総務課】

(1) 補助金交付申請の審査について

補助金の額は市内に住所を有する児童・生徒数により算定している。補助金交付申請の審査にあたって、算定基礎となる児童・生徒が市内在住であることを確認することができる書類の提出を求め、抽出して検査すること。【改善事項】

(2) 事業実施の確認について

補助対象事業について、事業実施の確認が行われていない。抽出による実査を行い、補助金交付団体に対する牽制を徹底すること。【改善事項】

(3) 補助金額の算定方法について

現在、補助金額は市内に住所を有する児童・生徒数により算定しているが、補助金額の適正性を高められるよう、児童・生徒数以外の方法で算定することができないか検討すること。【要望事項】

(4) 補助対象事業について

施設設備の整備は、4月初めに工事を実施することが多い。5月1日現在の児童・生徒数に基づいて交付申請されるため、申請に間に合わず補助対象に含めることができない事業がある。対象を拡げることができないか、申請の時期を見直すことなども含めて、検討すること。【要望事項】